

### 利用できる方

佐伯市に住民票がある、産後 149 日まで（訪問型は 1 年未満）の産婦さんと赤ちゃんで、支援を必要とするすべての方が対象です。

例えば・・・

- 体がきついので少し休みたい
  - ひとりで休む時間がなかなかとれない
  - 体重の増え方や発達を一緒に確認してほしい
  - 抱っこの仕方や授乳等の子育てのアドバイスをしてほしい
- など

### 事業の内容

大分県内の協力医療機関（産婦人科や助産院）において、日帰り（7時間程度）、宿泊、訪問（2時間、多胎は3時間）の利用で、助産師等のスタッフから個別にケアを受けることができます。

#### 〈産後のケア〉

- お母さんの体調管理
- おっぱいのケア など

#### 〈赤ちゃんのケア〉

- 健康状態や体重、栄養方法の確認 など

#### 〈育児の相談・指導〉

- 赤ちゃんのお世話の仕方
- 授乳指導 など

### 1 回あたりの利用者負担金

サービスの種類	一般世帯	生活保護 非課税世帯
	デイサービス型 (10時～17時) 日帰り・昼食提供	1,500 円
宿泊型 (10時～翌日10時) 1泊2日・3食提供	3,000 円	無料
訪問型 1回2時間(多胎は3時間) (10時～17時)	1,000 円	無料

※利用施設によっては、ミルクやおむつなどの消耗品費用・きょうだい児の受け入れ費用が追加になります。

### 利用期間・回数

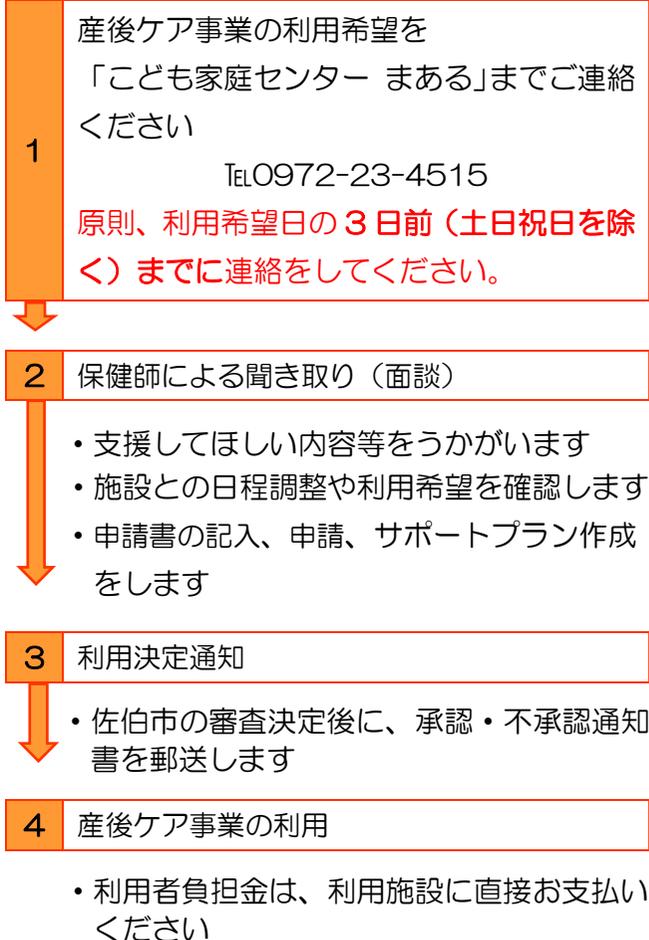
協力医療機関（産婦人科や助産院）により、受け入れ可能な月齢が異なります。デイサービス型（日帰り）、宿泊型（1泊2日を1回）、訪問型、各7回、計14回まで利用可能です。

### 佐伯市内の協力医療機関（産婦人科や助産院）

	種類	受け入れ可能な日齢
すがのウィメンズクリニック	デイサービス型・宿泊型	生後89日まで
わたなべ助産院	デイサービス型・宿泊型	生後149日まで
	訪問型	生後1歳未満

※佐伯市外の協力医療機関の利用も可能です。希望する場合は、お問い合わせください。

### 利用までの流れ



### 申請時に必要なもの

- ① 母子健康手帳
- ② 佐伯市産後ケア事業利用申請書兼承認・不承認通知書（保健師が面談時、持参します）
- ③ 必要に応じ、世帯全員の市民税・県民税課税証明書または同意書（生活保護・非課税世帯の方）

## 佐伯市こども家庭センター



産後ケア事業について  
お問い合わせ・お申し込みは

## 佐伯市こども家庭センター まある

母子保健担当  
ダイヤル 0972-23-4515

開所時間：月曜日～金曜日（祝日除く）  
8：30～17：00  
（市役所2階 こども福祉課内）

## 佐伯市こども家庭センター

### まある

まあるく まあるく のびのびと大きくなあれ  
佐伯市は、その子育てを切れ目なく応援します

### こども家庭センターってどんなところ？

妊娠から出産、子育て期のさまざまな不安や心配事が相談できる場所です。妊娠や子育て期は、誰でも不安になることがあります。

一人で悩まず、いつでもお気軽にご相談ください。「いつでも、ここに聞けば OK」そんなセンターをめざしています。

### どんなことをしてもらえるの？

保健師、助産師などがご相談に応じます。  
また、相談内容によっては必要な情報提供や相談窓口を、ご紹介することができます。  
妊娠期からすべての妊産婦と子ども、保護者を包括的に切れ目なく支援していきます。

### どこで相談できるの？

佐伯市こども家庭センターは市役所2階 こども福祉課の中に開設しました。

電話相談は、専用ダイヤルでお受けできます。



来所相談や家庭訪問もできます。まずはお気軽にお電話ください。

# 佐伯市 産後ケア事業

産後149日まで（訪問型は産後1年未満）の  
産婦さんと赤ちゃんが  
からだところをゆっくり休めることができたり  
産後のケアや育児サポートを受けることができます

お気軽にご相談ください